

地方行財政検討会議における審議状況に対する意見

平成22年5月19日

全国知事会地方行財政検討会議に係るプロジェクトチーム

全国知事会では、地方行財政検討会議に係るプロジェクトチームを設置し、知事会としての考え方を整理することとしているが、現時点においては、全国知事会としての意見集約を行うには至っておらず、下記の意見は、知事会に設置されたプロジェクトチーム内の意見であることを申し添える。

記

I 総括的意見

1 地方自治とは、本来、その地に暮らす住民のためにあるものであり、政府が掲げる「地域主権」の理念のとおり、地域のことは住民自らが責任を持って決定していくことが地方自治の基本である。

しかしながら、現在の地方自治法制は、地方行政の組織・運営等について、過度に詳細な規定を設けるなど、地方行政の一覧性や個別の行政分野における画一的な運営の確保といった、国側の制度設計の論理を優先させたものとなっているとの指摘は否めない。

よって、地方自治法制を、本来あるべき「自治」を住民の側に取り戻すことを主眼とし、地方自治体の住民がよりよい「自治」を営めるよう再構築していくべきである。

2 地域主権の確立を目指した地方自治制度の基本的なあり方の検討においては、「地方自治の本旨」の明確化や国と地方自治体の役割分担、さらには広域自治体と基礎自治体の役割など、地方自治制度の前提となる理念を整理していかなければならない。

その整理の過程において、将来の地方政府基本法等の方向性が明らかになっていくのではないかと考える。

II 第一分科会関係（自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方）**1 選択肢の提示、選択の手法について**

議論の大きな方向性として、法律による各般の全国一律的な規定を見直し、地域主権改革の下で、自治体、あるいは住民自らが制度を選択できるような方向で検討すべきという論点整理は首肯できる。

その場合、広域自治体と基礎自治体、さらには自治体の規模等を考慮した制度の選択肢を示していく必要がある。

各自治体の制度の選択に当たっては、住民意思を十分に反映し、慎重な判断の下で行われるような手続を設けることにより、長期的に安定な制度となるよう留意すべきである。

2 議会と長の関係における方向性

現行憲法を前提とした二元代表制の下では、住民の直接公選で選ばれる首長と議員が、相互の緊張関係を維持しながら、相互牽制と均衡による公正な行政運営が行われることが期待される。

長と議会それぞれの責任を明確にし、お互いが民意を十分に踏まえた上で、議会という議論の場を通じて、民意が集約・統合されていく制度を確立していくべきと考える。

3 議会の議員による執行機関の構成員の兼職

現在議論されている、議会の議員による執行機関の構成員の兼職については、二元代表制の下で、議会と執行機関の融合が住民レベルから真に望まれる形態なのか疑問であり、相互牽制機能の低下につながる恐れがあることから、慎重な対応が必要と考える。

4 議会のあり方について

地域主権が進展することに伴い、地方議会の役割も高まっていく。

議会機能の充実強化や議決に関する責任のあり方など、現行の議会制度の運用の実態も含めて、十分に議論していく必要がある。

なお、議長への議会招集権の付与及び会期制については、執行機関による円滑な行政サービスの提供など、各般の影響にも十分留意した上で、慎重な検討が必要である。

Ⅲ 第二分科会関係（監査制度のあり方、財務会計制度のあり方）

1 監査制度のあり方について

現行の監査制度について、抜本的な見直しを含め、幅広い検討を行うことは首肯できる。その際には、監査機能についての概念を整理した上で、監査の主体、方法等について、住民の信頼の確保と地方自治体の行政運営の効率性にも配慮した監査の実施の両立が図られるような制度を検討していくべきである。

なお、現在、全国知事会行政改革プロジェクトチームにおいて、「監査制度の抜本的改革」を含む 14 の行政改革テーマについて現状整理と、今後、各自治体における取組の指針・参考となるよう研究を進めており、今後 12 月を目途に報告案を取りまとめ、全国知事会に報告・公表を予定しているところである。

2 予算の単年度主義と区分経理について

年度開始前の入札手続きや年度末の完了確認等、会計制度の理念と実務の実態がそぐわない点があることから、自治体の責任において実態に即した適正な処理が行えるよう制度整備を図っていく必要がある。

3 発生主義会計について

地域主権改革を推進する上で、地方自治体は財務状況の透明性を高め、住民への一層の説明責任を遂行することが求められており、この観点などから、バランスシート等の財務諸表の充実が必要とされている。

複式簿記・発生主義に基づく会計制度を導入するに当たっては、財務諸表を自治体間や民間の類似事業と比較・分析し経営改善に活用するために、全国標準的な会計基準が整備されるべきではないか。

今後の全国標準的な会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態及び全国知事会における検討を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限に反映する必要がある。